

事 務 連 絡
令和3年3月23日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について
（第8報）

新型コロナウイルス感染症に係る就労継続支援事業の取扱い等については、これまで「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」（令和2年2月20日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（第7報まで発出）等において随時お示ししているところです。

今般、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）」（令和2年4月13日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡。以下「第4報」という。）において本年度中の取扱いとしてお示ししている内容について、下記のとおり、令和3年4月以降の取扱いをお示するとともに、都道府県等から寄せられたご質問等について、別紙のとおり、回答をお示ししますので、各都道府県、指定都市又は中核市におかれましては、市町村、就労系障害福祉サービス事業所等への周知をお願いいたします。

記

1. 令和3年4月以降の第4報の取扱いについて

第4報でお示した「就労継続支援事業B型における就労アセスメントの取扱いについて」、「就労継続支援事業A型等における暫定支給決定の取扱いについて」及び「就労移行支援事業における標準利用期間を超えた後の支給決定期間の更新の取扱いについて」は、本年度限りの取扱いとする。このため、これらについては、令和3年4月以降は、下記2に示した内容を除き、従来の取扱いに戻るものとする。

2. 就労移行支援における標準利用期間を超えた後の支給決定期間の更新につ

いて

就労移行支援については、標準利用期間（２年間）を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大１年間支給決定期間の更新（原則１回）を可能としており、本年度に限り、その柔軟な取扱いも認めていたところである。一方、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、今後ますます一般企業におけるテレワークによる働き方が一般的になるなど、働き方の多様化が急速に進むことが予想され、現在実施している就労移行支援の訓練の内容によっては、これに十分に対応しておらず、円滑な一般就労の移行に支障を来すケースも想定される。

このため、令和３年４月以降に就労移行支援の標準利用期間（２年間）内での支援の終了を迎える利用者が、標準利用期間を超えてさらにサービスの利用を希望する場合には、働き方の多様化等労働市場が急速に変化していることを十分に考慮した上で、標準利用期間を超えた支給決定期間の更新を検討されたい。その際、「原則１回」とされている更新回数については、令和３年４月以降、令和３年度中は、最大１年間の範囲内で「複数回」の更新も可能とするので、それまでの支援内容を踏まえつつ、利用者本人及び労働市場の状況に応じてきめ細かい対応を検討されたい。

なお、既に標準利用期間を超えて就労移行支援を利用している者のうち、３年目を終了する利用者がさらにサービスの利用を希望するときであって、各地域の労働市場の変化等に照らし、それまでの支援内容を踏まえ、新たに訓練等を行う必要がある場合においては、就労移行支援の支給決定を新たに行うなど、利用者の個別の事情等を踏まえた上できめ細かな対応を検討されたい。

以上

問1 本事務連絡の記1に書かれている内容は、第4報のうち「就労継続支援事業B型における就労アセスメントの取扱いについて」、「就労継続支援事業A型等における暫定支給決定の取扱いについて」及び「就労移行支援事業における標準利用期間を超えた後の支給決定期間の更新の取扱いについて」について、本年度限りとすることを示したものであり、第4報別紙などそれ以外の内容は令和3年4月以降も引き続き第4報にある取扱い等であるとの理解でよい。

(答)

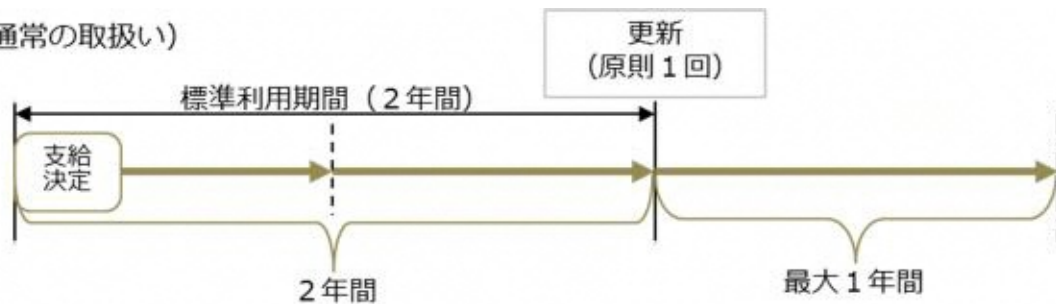
貴見のとおり。「就労継続支援事業B型における就労アセスメントの取扱いについて」、「就労継続支援事業A型等における暫定支給決定の取扱いについて」及び「就労移行支援事業における標準利用期間を超えた後の支給決定期間の更新の取扱いについて」以外は、令和3年4月以降も特段取扱いが変わらないものである。

問2 本事務連絡の記2の「「複数回」の更新も可能とする」のは就労移行支援だけなのか。もしそうだとすれば、それはなぜか。

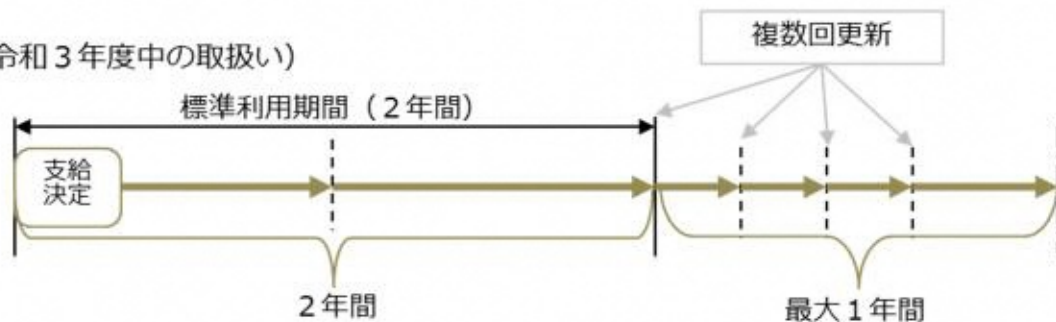
(答)

就労移行支援だけである。急速な労働市場の変化を踏まえ、その状況を見定めながら判断できるようにするため、複数回の更新を可能としているものである。

(通常の取扱い)



(令和3年度中の取扱い)



問3 3年目の終了を迎える利用者に対し、新たに支給決定を行っても良いのか。

(答)

ご指摘の、「3年目の終了を迎える利用者に対し、新たに支給決定を行う」ことについては、通常では想定されないものの、昨今の新型コロナウイルス感染症への対応に係る働き方の多様化等労働市場が急速に変化していることを踏まえると、これまでの訓練内容ではその変化に十分対応しきれない場合も想定されるところである。このような場合などにおいては、新たな訓練等が必要になることもあり得るとの観点から、個々の利用者の状況等に応じて、その必要性を判断し、新たに支給決定を行うことは差し支えない。

